### 第二報告 近世中・

#### 近年の特徴

○年代以降部落問題関係の資料が、正当と言えるかどうかは分かりませんが、以前よりもかなり取り上げられるためがあるとなったことで、例えば大阪市史、大阪市史とことが多くなったことで、例えば大阪市史、大阪市史ところも出てきています。早いところでは尼崎市や奈良市、に部落史の編纂室を設けて、本格的に研究に着手するところも出てきています。早いところでは尼崎市や奈良市、ごろも出てきています。早いところでは尼崎市や奈良市、ころも出てきています。早いところでは尼崎市や奈良市、ころも出てきています。第一は、行政史の中で一九八、二年では和歌山県、田辺市、大津市、近江八幡市をはじめ、三重県の四日市市、桑名市などにも編纂委員会が置め、三重県の四日市市、桑名市などにも編纂委員会が置め、三重県の四日市市、桑名市などにも編纂委員会が置め、三重県の四日市市、桑名市などにも編纂委員会が置め、三重県の四日市市、桑名市などにも編纂委員会が置め、三重県の四日市市、桑名市などにも編纂委員会が置め、三重県の四日市市、桑名市などにも編纂委員会が置め、三重県の四日市市、桑名市などにも編纂委員会が置め、三重県の四日市市、桑名市などにも編纂委員会が置め、三重県の四日市市、桑名市などにも編纂委員会が置めます。

男さんなどが主導して行われてきましたが、その中から第二は、これまでもビジュアル史料の評価が黒田日出

,

分野が少し広くなっていくのではないでしょうか。分からないことが出てきているようで、これからはこの絵図には関心があったのですが、最近では絵図からしかか出てきている点があげられます。僕なんかも以前から部落史、広い意味で被差別史に関わるものが最近いくら

きています。

## 二、旦那場制をめぐって

向を報告したいと思います。 次に、僕の担当部分を便宜的に分けて、近年の研究動

の一考察」が一番ポピュラーかと思いますが、そこで議体像』の中の池田秀一さんの論文「職場日割帳についてとえば東日本部落解放研究所編』東日本の近世部落の具上げ方がこれまでとは少し違ってきていることです。た上げ方がこれまでとは少し違ってきていますが、その取りが取り上げられるようになってきていますが、その取りまず第一点は、近年の研究の中で再び旦那場制の問題まず第一点は、近年の研究の中で再び旦那場制の問題

題を中心に議論をしてきたのに対して、八〇年代以降は 論文で「上場」も日割りではないかと問題提起していま 進場の権利を持つ「上場」が一体化したものとして考え して出てきたのだと思います。 があったわけですが、この論文はそういう流れの成果と 勧進場の問題にも取り組まなければならないという反省 にあると思っています。僕らがこれまで死牛馬処理の問 問題を細かな部分までおろそかにせずに明らかにした点 んなところにあるのではなくて、関東における旦那場の とは思っていませんが、池田さんの論文のメリットはそ す。結論からいえば史料の根拠が薄いので、実証された 場」は村割りだとしていたのですが、池田さんは今回の ているわけですが、峯岸さんは「下場」は日割りで「上 られています。それ自体は峯岸さんがすでに明らかにし のは、死牛馬の処理をする権利である「下場」、それと勧 論されているのは詳細なものです。関東の旦那場とい

体の処理に携わるかわた身分の比重が多かったとのべて究』の論文なんですが、山の多い地域では牛馬以外の死があります。有元正雄さんの退官記念論文集と『史学研問題も含まれていたとする、前田正明さんの二つの論文う中には牛馬だけではなく猪や鹿などの野獣の処理権のう中には牛馬だけではなく猪や鹿などの野獣の処理をいそれと関連してもう一つの成果は、死牛馬の処理とい

す。を例に実証されたのが大きな成果ではないかと思いまを例に実証されたのが大きな成果ではないかと思いま落史』第二巻の中でも触れられていますが、それを紀州います。このことに関しては臼井寿光さんの『兵庫の部います。

の中で比重がかなり高くなっています。 また大熊哲雄さんは『東京部落解放研究』六七号「上 また大熊哲雄さんは『東京部落解放研究』六七号「上 また大熊哲雄さんは『東京部落解放研究』六七号「上 また大熊哲雄さんは『東京部落解放研究』六七号「上 また大熊哲雄さんは『東京部落解放研究』六七号「上 また大熊哲雄さんは『東京部落解放研究』六七号「上 また大熊哲雄さんは『東京部落解放研究』六七号「上 また大熊哲雄さんは『東京部落解放研究』六七号「上 また大熊哲雄さんは『東京部落解放研究』六七号「上

すね。塚田さんはこの問題について、新しい見解を出しこれまで旦那場の問題として議論してきたことなわけでた「勝扇子」や「櫓銭」のことも、とらえ返してみれば否定するのが塚田孝さんで、先に中尾さんが報告で触れところで、一定の研究蓄積をもつ旦那場制の問題を全ところで、一定の研究蓄積をもつ旦那場制の問題を全

いうわけです。くる連中に木戸番が金を渡しているだけのことなんだとて、興行をスムーズにするためにうるさいことを言ってています。つまり、それらは旦那場権でもなんでもなく

あると思います。 しかし僕らは旦那場制といっても法的な裏付けを持っ しかし僕らは旦那場制といっても法的な裏付けを持っ しかし僕らは旦那場制といっても法的な裏付けを持っ

くさん収録されています。この『安堵町史』の史料編には、未見の貴重な史料もたとしてとらえるという視点から書かれています。なお、うものをいろんな諸賤民が持っている様々な権利の統一

# 三、都市と賤民、村社会と皮田村

それはそうかも知れないが、そうした方向付けや結論に て犯罪件数が増大するが、その基礎には都市に多数滞留 処理も含めて展開しています。非常に実証的で学ぶべき すものだけが犯罪なのかどうか、犯罪の全体を理論的に はきわめて大きな異論があります。牢番頭が犯罪と見な わば裏世界があるという結論を出されているわけです。 都市の社会問題が連動しており、都市に犯罪の世界、 してくる非人、新非人の問題がある、つまり非人問題と ところは個々にありますが、結論として正徳期を境にし 最近は都市と賤民に触れる議論がいくつか出てきていま して刑事罰になるような事件を取り上げ、その統計的な 第二点は、近代の「下層社会」論の影響でしょうか、 和歌山の「御用控帳」という牢番頭の記録から主と 藤本清二郎さんは「近世中期の都市犯罪と社会構造」 奉行所の目からだけ見ていれば、 このような

> す。 するのですが、僕はそれにもやはり大きな異論がありまれだけです。近年の都市下層社会論でも似た議論が出てで都市構造の、ある特徴的な一面はとらえられるが、そがなければこうした画期はできるはずがない。この分析契機はあるにしても、都市の内部に、呼応する構造変化結果が出るのは初めから分りきっている。流入者という

には会所があり、そこでは恐らく町人身分制社会の 大成り立ちません。例えば、渡辺村に二人の年寄りがい 大成り立ちません。例えば、渡辺村に二人の年寄りがい 大成り立ちません。例えば、渡辺村に二人の年寄りがい 大成り立ちません。例えば、渡辺村に二人の年寄りがい 大成り立ちませんが、冗談ではないかと思うほどまった 大成り立ちませんが、冗談ではないかと思うほどまった がったとしていますが、実際には二人年寄りの頃渡辺村 かったとしていますが、実際には二人年寄りの頃渡辺村 かったとしていますが、実際には二人の年寄りがい 大いの実証性については『部落史を考える』所収の「瓦版〔新 解体」という報告で渡辺村について書いていますが、そ の実証性については『歴史評論』三月号の「身分制社会の なお塚田さんは『歴史評論』三月号の「身分制社会の

前者はこれまた新味がありません。塚田論への批判がお「内田九州男さん、中島久恵さんのものは、都市非人論、

もしろいくらいでしょう。

支配の問題を解くことはできないと思います。東三点は、村社会の中の皮田村についてです。藤本さ年配の問題を解くことはできないと思います。の支配を解こうという議論なのですが、それは成り立たないものです。部落には早くから独立した村領を持っていた場合も例外的とは言いがたいほど存在したわけですいた場合も例外的とは言いがたいほど存在したわけですいた場合も例外的とは言いがたいほど存在したわけですいた場合も例外的とは言いがたいほど存在したわけですいた場合も例外的とは言いがたいほど存在したわけですの支配を解こうという議論なのですが、それは成り立たないものです。部落には早くから独立した村領を持ってないものです。部落には早くから独立した村領を持ってかた場合も例外的とは言いがたいほど存在したわけですの支配を解として部落から支配を受けるかというと、そんなことはないわけです。したがって、村領論で支配・被なことはないわけです。したがって、村領論で支配・被なことはないわけです。したがって、村領論で支配・被なことはかいますが、それではそこの音楽といる。

告に委ねるとします。 第四点の「ケガレ」の問題については、森栗さんの報

四、生活と生業

第五点は生活・生業に関してですが、まず皮革に関し

村の皮革業についてです。先の塚田さんの「身分制社会の解体」も内容的には渡辺先の塚田さんの「身分制社会の解体」も内容的には渡辺を出したことが成果の一つではないでしょうか。それと、て永瀬康博さんが『皮革産業史の研究』という大きな本

には送れなかったわけで、何をか言わんや、です。のているのに対して、福岡藩は毛付きの皮を渡辺村以外で、要するに対馬藩も福岡藩も皮革産業に関しては同じて、要するに対馬藩も福岡藩も皮革産業に関しては同じて、要するに対馬藩も福岡藩も皮革産業に関しては同じたという標題ですが、内容的には良にも賤にも何も関係なという標題ですが、内容的には良にも賤にも何も関係なという標題ですが、内容的には良にも賤にも何も関係なという標題ですが、内容的には良にも賤にも何も関係などいう標題ですが、内容的には良にも賤にも何も関係などいう標題ですが、内容的には良にも関しているのに対して、何をか言わんや、です。

ものですから、それを一般の者が扱うとは考えにくい。だとされていたので驚いています。雪駄の底は生皮そのは皮の部分はどうでもよくて肝心なのは上の方の雪駄表底の皮の方だと思っていますが、畑中さんの論文によれ底の皮の方だと思っていますが、畑中さんの論文によれ底のの部分はどうでもよくて肝心なのは上の方の雪駄表立のが出土の中で主として雪駄の問題をやっており、論本の近世』の中で主として雪駄の問題をやっており、論本の近世』の中で主として雪駄の問題をやっており、論本のですから、それを一般の者が扱うとは考えにくい。

生皮という原皮だからですね。事実、大阪市内では町人 それは太鼓が主として部落で扱われてきたのと同じで、 が雪駄表だけを店で買い、道端の皮田に修理と称してぬ

識にはないわけで、 ているのかという点になると、これは畑中さんの問題意 賤視・ケガレ観と関わって部落産業的な意味合いを持っ うに場所によっては部落が下駄をやっているところもあ 部落産業的な構造を持っているといえます。 履物に関しては、都市周辺の部落では雪駄の比重が極 大阪などでは下駄は部落とは違いますが、大和のよ 履物個々によって違いがあります。では履物がなぜ 近年、差別の視点ぬきの部落史がふえている一例で もっと広くみれば履物産業そのものがかなり 論文ではまったく議論されていませ ただその場

奈良での公開シンポジウムで報告されていますが、辻本 のようなものが全国大学同和教育研究協議会の一回目の 履」という連載をしており、草履がなぜケガレるのかと さんは部落が草履そのものに歴史的に関わってきたとい いうことを辻本さんの理屈で追求しています。その要約 という雑誌で、 この点に関しては、奈良の下之庄歴史研究会の『雑学』 辻本正教さんが「穢れと清め、 そして草

> 批判されているのですが。 こんなことをいうので辻本さんなどからは唯物史観だと が、 と納めていたという「おねぶと草履」があります。近代 う一つ辻本さんが集中的に取り上げているものに、梅戸 履で、これは葬式のときに使われたわけです。それとも 履といえば「板金剛」という板の上に草履を乗せた板草 が賤視を受けるのではないかと、僕は推定をしています。 になってからは奉納することを宮内庁に断られるのです という部落の中の姫迴家というところが作り禁裏にずっ りますが、 と思っています。つまり草履というのものは古代からあ ガレを受けるのはもともとの草履の発生と関係するのだ う面と同時に、「草履」という言葉の字義に重点を置いて 一般的には「緒太草履」と呼ばれるこの草履はかわ 便所草履だったのです。このような点から草履 僕は辻本さんの議論とは少し違って、 実際に普及するのは室町期で、 それ以前の草

でしょう。御存知のように沖浦和光さんの『竹の民俗誌』 く触れられていませんし、新しく出てきた議論です。 という本がありますが、その中では竹筬のことはまっ してきます。それは竹そのものに「聖性」があったから 実は、先に触れた竹筬の問題もケガレの問題にも関係

その他、生活に関わって、 寺木伸明さんが「大阪地域

点を書かれて成果を上げていると思います。 形になりますが、時期によって人口増の小変動が起こる れたもので、大枠では高市光男さんの仕事の穴を埋める の一考察」という人口増のことを書かれた論文が成果と いえるでしょう。これは更池村の宗門帳を精緻に分析さ おける近世被差別部落の人口動態とその背景について 部落では父方の親戚の同居率が高いなど、

#### その他の業績

をしています。 うではなく「番役」だったのではないかという問題提起 役割行動は死牛馬の処理だったのに対して、関東ではそ 処理をしていても意味付けはかなり違うのではないかと 処理も含めてケガレ観は薄いのではないか、 論集がVまで出るということもあります。また昨年五月 まだIしか出ていませんが東日本部落解放研究所の歴史 第二論集『身分制社会と市民社会』が出たことや、今は いう提言がされています。つまり畿内では皮田に求める という議論がされています。そこで、関東では死牛馬の の『部落解放』では中尾さんも入って「部落史の西と東」 第六点は、関東の部落史に関してで、まず塚田さんの 同じ死牛馬

> 一揆の問題や竹皮値下げ騒動の一件にも触れられていま 本の近世』の中でも従来の主張と変わらないものですが、 運動や村方騒動を取り上げています。また畑中さんの『日 の部落史』三巻でかなりのページ数を費やして分村独立 第七点目、解放と抵抗については、臼井さんの『兵庫

介が中心ですが、非常に貴重なものではないかと思いま かったことであり、この論文も分析というよりも史料紹 の対本村村方騒動についての研究はこれまでほとんどな とに端を発する村方騒動のことが書かれています。関東 が入っていますが、 村田村・小金井村の被差別部落の実像」という長い論文 東日本の論集の中には、 その後半に伊勢神宮の御師が来たこ 北爪壹さんが「上州新田郡・

図録『大塩平八郎と民衆』でその再評価をしているもの 的な短い論文です。その他、解放と抵抗ということでは 前に行なわれていたということを明らかにした史料紹介 杵築藩被差別民衆逃散とその発生年代について」は、 もあります。 ありませんが、 れまで文化三年と言われてきた杵築藩の逃散が実は一年 それと『日本歴史』の豊田寛三さんの「文化年間豊後 大塩の乱について大阪人権歴史資料館の